

令和6年度

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

(回答)

令和6年10月30日

佐賀市

1 稼ぐ農業の確立について

本市の農業は、平坦地域では、「米、麦、大豆」による二毛作を中心とした土地利用型農業やたまねぎ等の露地野菜、トマト等の施設野菜栽培が盛んに行われ、中山間地域では、米やホウレンソウ等の施設野菜の生産が行われており、全国有数の高い耕地利用率を誇っています。

一方で、農業経営は、「農産物価格の低迷」「気象条件による品質の悪化や収量の減」「農業資材価格の高騰」など様々な影響により、非常に厳しい状況が続いています。

このような中、市内の農家からは、「ドローン資格取得等に関して、認定農業者でない者でも資格が取得しやすくなる様な啓発や補助金などの支援をお願いしたい。」、「スマート農業導入に対する周知活動及び手厚い支援をお願いしたい。」、「大規模化法人、認定農業者への集約化、スマート農業等の施策が進められているが、これまで農地を守ってきた地域の保全管理者がいなくなっている。」、「5年間に少なくとも1回以上、水稻の作付け、又は水稻作付け同等の水張りを行わないと水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されるのは、困る。」、「水田の畑地化を受け入れることは無理があるので、全国一律ではなく、それぞれの地域の特性、地形等にあった見直しについて国、県へ働きかけてほしい。」など様々な意見が寄せられています。

す。

このほか、「農産物の旬な時期だけPR活動販売促進活動を行ってもブランド品としての定着は難しい。6次産業起業により加工品として通年販売でき、名前を定着させる必要があるのではないか。」などの意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の拡充等をお願いします。

(1) スマート農業の推進に係る支援等の拡充

【回答】

農業は、担い手の減少・高齢化の進行などにより労働力不足が深刻な問題となっており、省力化、人手の確保、負担の軽減が課題となっています。

そのため、本市においてスマート農業による、農作業の効率化・省力化を推進しております。

今年度は、市独自の支援として作付面積の拡大や農地の集約・集積を行うなど、意欲ある担い手に対し、ドローン、トラクター、コンバイン等でスマート農業機器の導入支援を行っています。

また、機器の導入補助だけでなく、農家にスマート機器の操作体験を圃場でしてもらい、機器の使用感や省力効果を体感してもらう現地研修会の開催や、先進事例の紹介、活用事例の発表やス

マート機器の展示などを行う講演会の開催も行うこととしています。

今後も、生産効率や付加価値の高い「稼ぐ農業」の確立を図るため、スマート農業を推進していきたいと考えています。

(2) 農地の集約化等による生産性の向上の促進

【回答】

高齢化・人口減少が本格化し、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速化し、地域の農地が適切に利用されないことが懸念されるため、目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描き、農地の集約の方向性を定める「地域計画」、「目標地図」を、市内各地域において、今年度までに策定することとしています。

この「地域計画」、「目標地図」づくりを通じて農業委員会等の関係機関との連携により、地域内の分散・錯綜した農地を担い手ごとに集約化することでコスト削減等による生産性の向上を目指していきたいと考えています。

(3) 「水田活用の直接支払交付金」の制度の見直しについて国、県への要望

【回答】

国が令和4年度から実施している「水田活用の直接支払交付金の対象水田の見直しに係る現場の課題（農業者の声など）調査」において、本市は農業者から聞き取った不安や疑問の声を現場の課題として報告し、国に対して制度の弾力的な運用を訴えてきております。

また、これまでも全国市長会から国に対し「生産現場の課題を踏まえたうえで慎重に検討すること」との提言があり、今年度は本市としても「制度の見直しに係る課題」について九州市長会の協議案件となるよう、県市長会を通じて要望議案を提出しているところです。

（4）農産物の付加価値を高めるための6次産業化の更なる推進

【回答】

6次産業化の取り組みについては、商品開発や販路開拓など相談内容に即した支援ができるよう専任職員を配置するとともに、6次産業化に取り組む際に必要な経費等を支援しています。

また、6次産業化で商品化されたものを、一定の基準で審査し、優れた商品を佐賀市6次産業化特産品「いいモノさがし」と

して認定し、都市部等で開催される商談会等に出店するなど販路開拓に対する支援を行っているところです。

更に、企業ニーズに応じた農産物の生産「企業と農業者のマッチング」による販路開拓などにも取り組んでいるところです。

今後も引き続き、PRや販売活動を通じた農産加工品等のブランド力強化による、農産物の付加価値の向上と販路の拡大、地域イメージの向上に繋がるよう支援していきたいと考えています。

2 担い手の確保・育成について

現在、本市では、担い手の育成・確保に向けて「意欲的な女性農業者の育成」、「農外出身者の育成や企業参入の促進」、「集落営農組織の法人化の推進」、「認定農業者・認定新規就農者等への支援」など、様々な施策が講じられています。

一方で、わが国において少子高齢化による後継者不足という問題に長らく直面し、2050年には、9,500万人弱まで日本全体の人口が減少するおそれがあり、将来の地域農業を担う後継者の確保、農地の安定的な受皿となる集落営農組織の法人化へ移行を促進することが喫緊の課題となっています。

このような中、市内の農家からは、「担い手の育成機関を作り、人材の発掘、育成研修等を行ってほしい。」「行政やJAと協力して、新たな担い手の確保を目指した対策を検討してもらいたい。」「農業機械の更新に対する支援を考えてほしい。」など様々な意見が寄せられています。

このほか、「農地の受け手として集落営農組織から農業法人への移行を検討するに当たり、ビジョンの作成、組織体制、経営等のノウハウがなく立ち止まっている状況なので、こういった課題を解決するための支援を検討していただきたい。」「小規模農業者に大きく負担が掛かり、その農業者も減少しており、継続的に農業を続けていく担い手がないので、施策が必要ではないか。」といった意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の支援等をお願いします。

- (1) JA等との連携による担い手の育成研修など新たな担い手の確保に向けた支援

【回答】

地域農業の担い手となる意欲ある新規就農者の確保・育成のため、JA、生産部会、県などと共にトレーニングファーム事業やトレーナー制度を推進し支援を行っています。

現在、ハウレンソウ、ピーマン、アスパラ、ナスなどの作物について、トレーニングファームやトレーナー制による担い手の育成を行っています。

また、農福連携の推進や、企業参入の促進なども行い多様な担い手の確保に努めてまいります。

(2) 農業機械の更新に対する支援

【回答】

担い手農家に対する農業用機械の導入支援については、以前から要望をお聞きしているところですが、国の補助事業は要件のハードルが高く、農業用機械の買い替えによる単純更新は補助対象外となっている状況です。

一方、今年度は国の補助事業として、麦・大豆の生産拡大に必要な機械について、拡大計画等の成果目標の達成などを条件として、導入に対する支援が行われています。

今後も、農業機械に対する補助事業については、農家の皆様へ周知するとともに、導入に向けての支援をしてまいりたいと考えています。

(3) 集落営農組織の法人化への支援施策の検討

【回答】

地域農業の担い手のひとつである集落営農組織が、さらなる農業経営の発展や組織の持続性を確保するために、法人化に向けて行う事業に対し支援を行っております。今後も、県、JAと連携して支援してまいります。

(4) 地域農業の維持に向けた小規模農家への支援

【回答】

国際連合では、2019年から2028年までの10年間を、食料安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進等を加盟国に求める、国連「家族農業の10年」と定めており、国も、様々な施策を講じています。

本市においても、小規模農家は地域農業を支える重要な担い手であり、大規模な担い手の育成だけでなく、小規模農家も含む多様な農業の担い手の育成は必要なことと考えております。

このため、農家に広く活用してもらえるように、国、県と比較して面積要件等を緩和した、独自のスマート農業機械等の導入に対する補助メニューを設けています。

その他、新技術や新規作物導入に係る支援、農業経営に必要な免許取得に対する支援なども行っております。

今後も、国等の施策との連携や市独自の取り組みにより、地域農業の維持に努めてまいります。

3 農地の保全と利用促進について

土地利用型農業が盛んな本市では、これまで、農業生産基盤の整備が進められてきましたが、近年、それらの施設等の老朽化が問題となっています。

市内の農家からは、「水路も埋まり悲惨な状況であるため、土地基盤整備計画の見直しや新たな基盤整備の枠組みをお願いしたい。」といった意見があります。

また、本市における農業被害の中でも依然として、平坦地域では、ジャンボタニシやカモ等、中山間地域では、イノシシ、アライグマ等による食害が続いており、農業収益の減少、営農意欲の低下などを招いています。

こうした状況から「イノシシ、アライグマの侵入により、ワイヤーメッシュの破損が多くあり、破損箇所の調査、復旧対策をお願いしたい。」、「カモ、カラスによる食害があり、被害防除の対策を考えてほしい。」「ジャンボタニシによる水稻の被害が多い。」など様々な意見が寄

せられています。

このほか、「猟友会の高齢化など抱える課題は大きいため、農地を守る施策等を強く望む。」などの意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の検討等をお願いします。

(1) 土地基盤整備計画の見直しや新たな基盤整備計画の検討

【回答】

本市は、ほ場整備がほぼ完了しており、現在、経年劣化した施設等の再整備として久保田地区では、揚水機場の改修やパイプラインの更新工事、暗渠排水などの農地整備を行っています。

新たな基盤整備の計画については、現在、東与賀地区において、令和8年度の事業採択に向けて農地の再整備の事業計画を策定中です。

また、農業用水路の老朽化対策については、国・県営によるクレーク防災事業より実施しております。

国営事業は、計画延長 約100kmのうち、令和5年度までに約72kmが完了し、進捗率は72%となっています。

県営事業は、計画延長 約337kmのうち、令和5年度までに約238kmが完了し、進捗率は71%となっています。

そのほか、浚渫や老朽化した施設等の維持補修に活用できる

多面的機能支払交付金や浚渫補助金制度、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進しながら基盤整備を行う農地耕作条件改善事業などにより、支援を行っております。

(2) ワイヤーマッシュ破損箇所の復旧対策

【回答】

ワイヤーマッシュ柵は、各地区の生産組合などで保守管理をすることを条件に国の補助金を活用し設置しています。

このため、日頃の点検や見回りなどで発見された破損箇所については、速やかにその都度、各地区において対応をしていただいています。

また、本市では、豪雨災害などで被害が発生し、柵が被災した際には、県と連携し、復旧対策として補修費の助成を行っております。

(3) 地域の被害状況に応じた有害鳥獣の対策及びカモ対策のテグス設置の強化

【回答】

山間部におけるイノシシ、アライグマの獣類は、佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会が実施する銃やワナによる捕獲活動を継続しつつ、農作物に近づかせないための新たな対策として、音に

よる追払機を試験的に導入することにしていきます。

また、カモによる麦被害対策については、南部地域を中心に水路へのテグスの設置を周知し、設置に係る資材の支給を計画していきます。

(4) 水稻に悪影響を及ぼすジャンボタニシに関する基本的な対応策の周知

【回答】

ジャンボタニシによる水稻の食害対策としては、「農薬の散布による駆除」、「水田の浅水管理による活動の抑制」、「取水口からの侵入防止」、「冬期の水路の泥上げ」などがあり、これらの対策を組み合わせ合わせて適切に行うことが、効果的であると考えています。

農家への周知については、農林水産省が策定した「防除対策マニュアル」や、季節ごとの対策をまとめた「防除対策リーフレット」を本市ホームページに掲載するとともに、リーフレットについては、生産組合長会議の場や本庁、支所の窓口で配布し、周知に努めています。

今後も、JAや県と協力して農家への周知を図りたいと考えています。

(5) 有害鳥獣被害の防除等に関わる猟友会会員の高齢化などの課題
に対する施策の検討

【回答】

猟友会会員の高齢化は、全国的な問題であると認識しています。

市鳥獣害対策協議会では、新たに狩猟免許を取得された方を対象に取得に要した費用の一部や、狩猟免許更新に係る費用の一部を助成することで、会員の確保対策を行っています。

引き続き、県や猟友会と連携を図りながら、会員の育成強化策について取り組んでまいります。

また、有害鳥獣による農作物被害の防止や軽減を目的に地域で自主的に結成される自衛活動組織の設立に対する支援や、既に設立している組織の活動を支援することで、地域ぐるみによる有害鳥獣の侵入防止を図り、農作物被害の軽減や猟友会の負担軽減につなげていきたいと考えています。

4 地域内循環の促進について

近年、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中、市内の農家は、消費者に安心して食べてもらえる農産物の生産に努めており、市内の小売店や農産物直売所などでは、地元農産物の販売が積極的に行われています。

その一方で、農作物の自作等に興味を持つ市民がおり、それらの市民が、実際に自ら農産物を作る機会やそれに関連した情報を得る機会が少ないといった実態にあります。

このような中、市内の農家からは、「食と農の相互理解が深まるイベントや集まりを検討してほしい。」などの意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の推進等をお願いします。

(1) 食と農の相互理解が深まるイベントの推進

【回答】

都市住民が農業を身近に感じてもらえるよう、本市の北部山間地域や南部の平坦地の特色を活かした食と農を題材に「消費者体験ツアー」に取り組んでいます。

また、農業者等が自ら企画・実施する農業体験等交流事業に対する支援や、生産者等が自ら消費者に対面販売する農産物フェアなどを実施しており、これらの取組みを通して、消費者と生産者の交流や相互理解を推進していきたいと考えています。

5 “農”のあるまちづくりの推進について

市内の農山村地域においては、人口減少や高齢化に伴い、地域経済の低迷や小規模集落、高齢者集落の増加による地域活力の低下を招い

ています。

ほ場整備等により、農業生産基盤は整備されてきたところですが、将来にわたって、安心して豊かに暮らせる農山村づくりのため、水路や農道を整備し、生活環境を改善していく必要があります。

一方、近年、農山村地域に対しては、市内外の都市市民を中心に、豊かな食・環境・観光等へのニーズが高まってきています。

このような中、市内の農家からは、「一般車両が農作業中、農道に入ってきてこられることが度々あり、困っている。農道は農作業のための道だと思うので、徹底した周知をしてほしい。メディア等を用いて、周知していただくと農作業の相互理解が深まるのではないか。」、「中山間地域においては、農のある村づくりなど前向きな農業施策が取り組みにくい地域であり、集落の維持管理などにこれまでの農業に関連した農地、堤（溜池）、集落の生活排水にも関わる水路等の維持、ほ場整備を実施しても投資効果もない地域での簡易の農地集約事業などの支援をしてほしい。」など様々な意見が寄せられています。

このほか、「川や堀に繁殖している外来水草（ブラジルチドメグサ、ナガエツルノゲイトウ）等の駆除をお願いしたい。」などの意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の強化等をお願いします。

(1) 安全・安心・快適な生活環境の整備に向けて、農村集落の水
路や農道の適切な維持管理と改修工事等の実施の強化

【回答】

農村地域の生活環境の整備については、集落内の狭小な農道の
拡幅や水路の法面保護、浚渫など農村振興総合整備事業により、現
在、9地区（西与賀、嘉瀬、北川副、本庄、蓮池、大和、諸富、川
副、東与賀）において集落内の生活環境の改善を行っております。

また、農業用水路や農道の維持管理につきましては、多面的機
能支払交付金をはじめ、維持補修工事、原材料支給制度や浚渫補
助金制度により支援を行っております。

(2) 水路等に繁殖している外来種の水草の駆除強化

【回答】

特定外来生物について、本市では平成22年ごろにナガエツル
ノゲイトウ、平成25年ごろからブラジルチドメグサの生育が確
認されています。

除去作業にあたっては、防除実施計画を策定し、これまで除去を
実施しております。

通常除去事業のほかに新たに緊急浚渫推進事業を令和3年度

から実施し、浚渫により水路底に根付いた根の撤去もおこなっております。

また、農林水産省では、ナガエツルノゲイトウの熱処理試験等が令和2年7月から行われ、県でも嘉瀬地区、本庄地区の県営クリーク防災機能保全対策事業を実施されており、農業用クリークの浚渫及び張コンクリートや防草シートを行うことで、ナガエツルノゲイトウの除去及び繁茂抑制を図っています。

さらに、地元においては、多面的機能支払交付金事業を活用した除去を令和3年度から実施されております。

これまで、本市だけの活動では限界があったことから、国、県、地元との協力連携を図っていくことで、効率的な駆除の実施に努めていきます。